

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 宇久町商工会の管轄地区と自然状況

宇久町は平成の広域行政合併により、2006年(平成18年)3月31日から佐世保市宇久町となった。当町は五島列島の最北端に位置し、宇久島(面積24.92km²)と寺島(面積1.27km²)の2つの有人島とその属島で構成されているが、人口のうちほとんどは宇久島に住んでいる。

宇久島で一番高い山「城ヶ岳(しろがだけ)標高258mが宇久島のほぼ中心にあり、その美しい容姿から「五島富士」と称されている。

(2) 地域の災害リスク

①洪水

- ・当市の洪水ハザードマップに当会地区は掲載されていないものの、損害保険会社のハザード情報レポートによると当会の位置する町の中心地は、標高8.5mで浸水リスクは低いとされているが、四方を海にも囲まれて海沿い、川沿いは標高も低いので浸水リスクには常に注意する必要がある。
- ・佐世保市地域防災計画(令和元年12月修正)では、河川浸水危険箇所として、マグラ川・三浦川・渡瀬川(宇久町)が掲載されている。

②土砂災害

- ・佐世保市地域防災計画(令和元年12月修正)では、島内に点在して土砂災害危険箇所が設定されており、土砂災害警戒区域としては61箇所(土石流警戒区域2箇所・急傾斜警戒区域59箇所)指定がされていることから、豪雨時には土砂災害が発生する可能性がある。

③地震

- ・国立研究開発法人防災科学技術研究所 J-SHIS マップ(損害保険会社のハザード情報レポート)によると、当会地区中心地で今後30年以内に地震が発生する確率は、震度5強が2.2%、震度6弱が0.5%、震度6強が0.1%である。当会地区は、地震時の表層地盤のゆれやすさが中程度の地域である。最も近い活断層は、佐賀平野北縁断層帯であり、距離は約89kmである。
- ・佐世保市地域防災計画(令和元年12月修正)では、県外の想定活断層による震度予測として、布田川・日奈久断層帯(熊本県)と警固断層系(福岡県)を想定活断層としており、当会地区では震度3~4を予測している。

④津波

- ・損害保険会社のハザード情報レポートによると、南海トラフ巨大地震・首都直下地震時の想定浸水深は0.00mであり津波による被害は想定されていないが、四方を海に囲まれ、海沿いに面したところは、地震による津波の影響を受けると思われる。
- ・当会地区全域が津波災害警戒区域の指定を受けており、島の玄関口となっている平漁港周辺も影響を受けると思われる。

⑤台風

- ・近年は、台風が多発化・大型化するとともに、風雨の激しさが増す傾向にあり、暴風や倒木の被害だけでなく、前述の洪水や土砂災害と合わせた複合的な災害となることが多い。

- ・九州北部に接近した台風は過去69年間では年平均3.5個であったが、直近5年間では4.8個と増加傾向にあり、風水害への備えが重要である。(福岡管区気象台統計)

⑥感染症

- ・感染症は社会生活において甚大な影響を及ぼし、経済を止めてしまう恐れが高い。インフルエンザウイルスは数年に一度、新型が出現しており、流行すると事業経営がストップする危険もある。また、新型コロナウイルス感染症は、極めて高い感染力によって世界的な大流行を引き起こしており、直接的な感染被害だけでなく、感染予防のための活動自粛によって経済へ深刻な影響を及ぼしている。
- ・感染症への対応については、当会地区の商工業者へ感染対策についての情報提供を行うだけでなく、当市とも連携しながら新しい生活様式に即した各業種別ガイドラインを遵守しながら感染予防策をとっていくことが重要である。

(3) 商工業者の状況

- ・商工業者数 105事業者 (令和2年4月1日時点)
- ・小規模事業者 97事業者

業種	商工業者数	小規模事業者数	備考(事業所の立地状況等)
建設業	15	13	町内に広く分布
製造業	5	5	町内の中心部に立地
卸売業	1	1	町内の中心部に立地
小売業	32	30	町内に広く分布
飲食店・宿泊業	11	11	町内の中心部に立地
サービス業	32	30	町内に広く分布
その他	9	7	町内に広く分布
	105	97	

(4) これまでの取組

①当市の取組

- ・地域防災計画の策定
- ・防災訓練の実施
- ・防災備品の備蓄

②当会の取組

- ・宇久町商工会自身の事業継続計画に相当する商工会危機管理マニュアルの作成(令和2年7月更新)
- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
巡回訪問時に小規模事業者に対して、関係資料の配布・周知のほか、当会配布のチラシにおいて、BCPの必要性や関連セミナーの案内施策活用に関する情報発信を行っている。
- ・防災備品(スコップ、懐中電灯、非常食等)の備蓄
- ・当市が実施する防災訓練への参加及び協力
- ・全国商工会連合会や長崎県火災共済協同組合等と連携した損害保険への加入促進
全国商工会連合会では、(1)超ビジネス総合保険、(2)業務災害補償、(3)火災・地震災害補償、(4)休業補償プランについて各損害保険会社と業務提携し、制度運営・普及の促進と合わせ、小規模事業者に対する火災や地震などによる財産損害へのリスクヘッジ対策として、長崎県火災共済協同組合等と連携した普及・加入促進を行っている。

- ・消防団活動の充実強化に向けた支援に関する細目協定(平成30年に当会と当市で締結)

II 課題

現状では、当会の商工会危機管理マニュアルは策定されているが、緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、関係機関との協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。

加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。さらには、保険・共済に対する助言を行える経営指導員等の職員が不足しているといった課題が浮き彫りになっている。

また、地区内の小規模事業者は事業者BCP（事業継続力強化計画）の策定の必要性に関する認識がまだまだ低い現状がみられる。

(1) 事業者BCPの策定が進んでいない

管内事業者のうち、BCPを策定している事業者は0である。現状としては、事業者BCPの策定に関する町全体の取組状況は、まだまだ普及・啓発段階にあり、事業者による主体的な策定の動きやこれらを支援する商工団体の取組も本格化していないのが実情である。したがって、事業者BCPの策定を積極的に推進するためにも、当会と当市の連携による取組強化への必要性が高まっている。

(2) 策定支援のスキル習得に課題がある

職員の事業者BCP策定に関する支援スキル習得に課題があり、専門知識やノウハウを持つ専門家や損保会社等との連携が必要である。

(3) 小規模事業者向けの策定ツールの不足

国をはじめ関係機関等から事業者BCPの策定ガイドラインやフォーム等が提供されているが、小規模事業者にとってはハードルが高過ぎるとの意見が事業者・支援者双方からあり、簡易版のフォームをはじめとした小規模事業者向けのBCP策定ツールが必要である。

III 目標

上記のような現状、課題を踏まえ、小規模事業者の自然災害等に対する防災計画や被災時の事業継続力の向上を目的に、当会と当市が連携し、伴走して経営支援に取り組んでいく。

また、今後の大規模災害等が発生した場合を見据えた振興のあり方を踏まえ、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、事業の継続や早期復旧を目標として下記のような取組を強化し実行していく。

- ・BCP策定の必要性の周知強化

当会及び当市により、地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。

- ・被害の把握・報告ルートの確立

発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と当市との間における被害情報報告ルートを構築する。

- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、当会や当市における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

- ・管内小規模事業者へのBCP策定支援の強化

独自の取組目標（セミナー開催回数、事業継続計画（BCP）策定件数）

- ・巡回や窓口相談時に、全国商工会連合会が作成した「リスクチェックシート」等を活用し

ながら、自然災害等のリスクに対応した共済・保険制度の加入確認を行い、未加入の共済・保険制度に係る説明や保険会社と連携した保険相談会等を実施する。

※意欲的で必要性の高い事業者を対象としてセミナーを開催してBCP策定支援を行う。

	現行	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
①セミナー開催回数	—	1回	1回	1回	2回	2回
②BCP策定件数	—	3件	3件	3件	4件	4件

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに長崎県に報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和3年4月1日～令和8年3月31日

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

当会と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

<1. 事前の対策>

当会では、自然災害をはじめ、平時における事故や従業員の病気など、日々の様々な経営リスクから企業を守り事業継続を支援する。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

管内小規模事業者に対するBCP計画の必要性について普及・啓発を目的として、年度事業計画に以下に示す計画策定に係る支援取組件数の目標数を定め、それぞれの目標達成に向けた取組を行うこととする。

ア. 広報等による啓発活動

当市のハザードマップをそれぞれの事務所内に周知掲示をするほか、会報や広報誌、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む事業者の事例紹介等を行う。

イ. ハザードマップによるリスクの周知

経営指導員等が巡回にて管内小規模事業者を訪問し、ハザードマップ等を用いながら、それぞれの事業所の立地場所における自然災害等のリスク、避難所、緊急医療機関等の連絡先等について認識させるとともに被災の影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。

ウ. リスク軽減のための損害保険などの提案の実施

事業者BCPを検討する際、自然災害に伴うリスクは、建物等の損害のみならず、休業に伴う所得や損失、事業主・従業員等のけが、連鎖倒産、復旧資金の備えなど多岐にわたるため、これらのリスクへの対策をあらゆる角度から検証することが求められる。

そこでリスク管理状況を確認するためのヒアリングを巡回や窓口相談時に実施するとともに、リスクを軽減するための取組や対策を説明・提案する。BCP策定セミナーの開催に合わせ保険相談等を実施する。

エ. 事業者BCP策定に関する支援・セミナーの実施

小規模事業者に対し、事業者BCP（簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効率的な訓練等についての助言を行う。

策定支援にあたっては、事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を行い、同時に保険相談会等を実施する。

セミナー参加者に対するセミナー終了後のBCP策定に係る個別支援やセミナー参加者以外でもBCP策定を進めている事業者に対する支援を個別に行うとともに、リスクを軽減するための対策を提案する。

オ. BCP策定支援研修（職員）

当会職員を対象としたリスクマネジメント基礎研修、管内の災害リスク、小規模事業者向けBCPの作成などのスキルを習得する。

2) 商工会自身の事業継続計画（商工会危機管理マニュアル）の策定と更新

当会は、自然災害への対応として、事業継続計画を策定しており、必要に応じて随時更新している。今般の感染症対策など新しい項目を盛り込みつつ、計画の実効性を高めている。

3) 関係団体等との連携

全国商工会連合会と連携協定を結ぶ損害保険会社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。

※事業者の事業継続力強化と同様に、突発的な自然災害が発生した場合に事業を継続するため必要な防災意識を高め、情報提供を第一に考えた事業継続のための構築支援を行う。事業者の緊急時等における備えとなる事業継続計画策定につなげていく。

4) フォローアップ

小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認を行う。

事業継続力強化支援協議会（構成員：当会、当市）を開催し、計画の進捗状況確認や改善点等について協議する。また、平時に行うべき活動や緊急時における事業継続等について情報交換を行っていく。

全国各地の緊急事態発生時の動向等を把握するとともに参加者相互の支援ノウハウについて情報交換を行うことで一層の向上に努める。

5) 当該計画に係る訓練の実施

大規模災害の発生を想定して、当市は総合防災訓練を毎年1回実施している。当会は、この訓練に積極的に参加するとともに、訓練に合わせ、当市との連絡ルートの確認等を行う。

< 2. 発災後の対策 >

災害発災時には、人命の安全確保が第一であることは言うまでもない。そのうえで、次の手順で管内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

・発災後、携帯電話やSNS等を利用して、2時間以内に職員の安否確認や業務従事の可

否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を把握する。また、3時間以内に役員の被災状況を確認し、情報共有をする。

- ・当会事務所に保管する商工業者の重要情報（例：商工業者台帳、商工業者名簿、決算書、申告書、日計表、融資申込書類、労働保険台帳、労働保険年度更新書類、各種共済台帳、指導カルテ、補助金等申請書）などの保全に努める。
- ・感染症の流行の場合は、当市に対策本部の設置や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条にもとづく緊急事態宣言が発出された段階から、当会事務所における感染対策を最優先に実施する。

2) 応急対策の方針決定

- ・発災後1日以内に商工会の施設及び内部設備などの確認を行い、当会と当市で情報共有する。
- ・発災後1日以内に当地域内の事務所における大まかな被害状況を確認し、当会と当市で情報共有するとともに、被害状況や被害規模に応じた応急対策を検討する。通行不能や連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとみなして対応を検討する。

○被害規模の目安と想定する応急対策の内容（判断基準）

被害規模区分	被害状況の程度
大規模な被害がある	○地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ○地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ○被害が見込まれる地域に連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	○地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ○地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	目立った被害の情報がない

- ・本計画により、当会と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

期間	情報共有する間隔
発災後～1週間	1日に2回連絡する。
1週間～2週間	1日に1回連絡する。
2週間～1カ月	2日に1回連絡する。
1カ月以降	1週間に2回連絡する。

- ・感染症の流行の場合は、当市に設置される対策本部で取りまとめる対策等を踏まえ、事業者が必要な情報の収集と把握に努める。

<3. 発災時における指示命令系統・連絡体制>

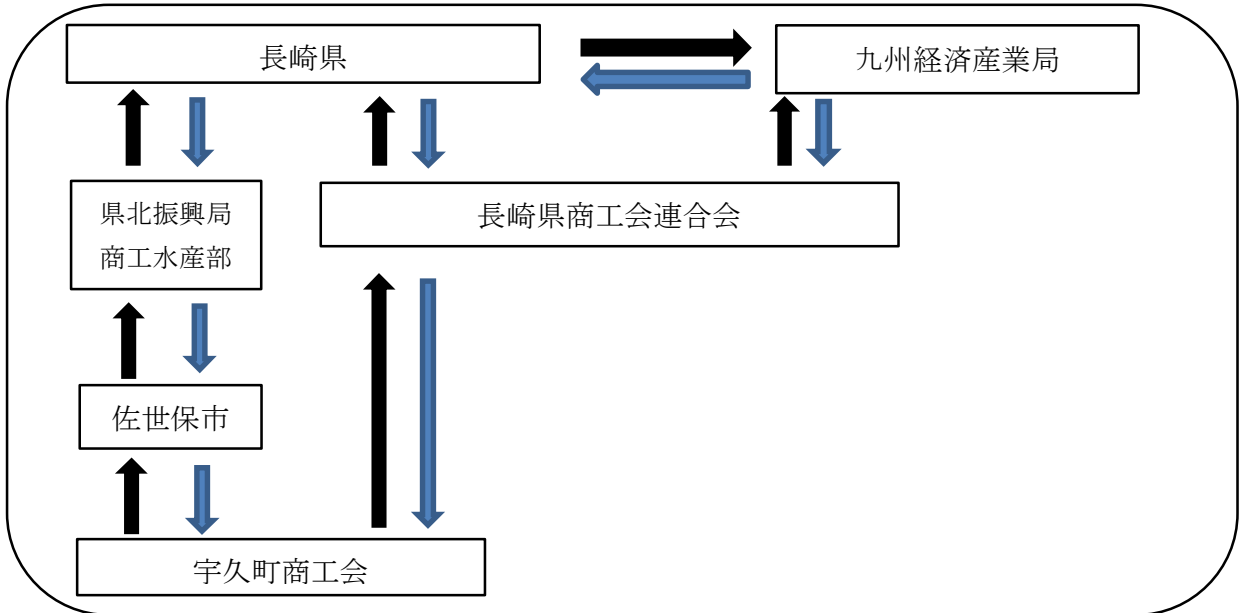
自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指示命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。

- ・二次被害を防止するため、当市の避難指示等に従いながら、被災地域での活動可能な内

容を定める。

- ・ 当会と当市は、被害状況の確認方法や 被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・ 当会と当市が共有した情報を、「長崎県における中小企業関係被害状況報告について（通知）」令和元年8月28日付31産政第79号）にて、当市より長崎県（県北振興局商工水産部商工観光課を經由して）へ報告する。
- ・ 感染症の流行の場合、当市をはじめ、長崎県商工連合会、長崎県、国などの対策の方針等について、情報の共有化を図る。

<報告・連絡体制>



<4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援>

- ・ 地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・ 相談窓口の設置方法については、当市と協議の上決定する。（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。）
- ・ 安全性が確認された場所において、相談窓口を行う。
- ・ 応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・ 感染症の流行の場合は、郵送、電話、メール、FAX などによって周知を行い、感染拡大防止に努める。また、事業活動に影響が懸念される事業者を優先的に支援策や相談窓口の開設等を行う。

<被害状況報告の内容>

項目	被災事業所の内容
事業所名	被災事業所の名称
所在地	被災事業所の所在地
業種	製造業、建設業、卸・小売業、サービス業、その他
被害状況	①人的被害（死亡、行方不明、重症、軽症）の状況 ②建物被害（全壊、半壊、一部破損、床上浸水、床下浸水、焼失等）の状況

	③土地（事業用資産に限る）の被害額（堆積土砂排除費・整地費等） ④機械設備等（コンピューターのプログラムデータを含む）の被害額 ⑤商品、原材料、仕掛品等の被害額 ⑥器具備品の状況 ⑦車両の状況
被害金額	金額
従業者数	従業者数

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

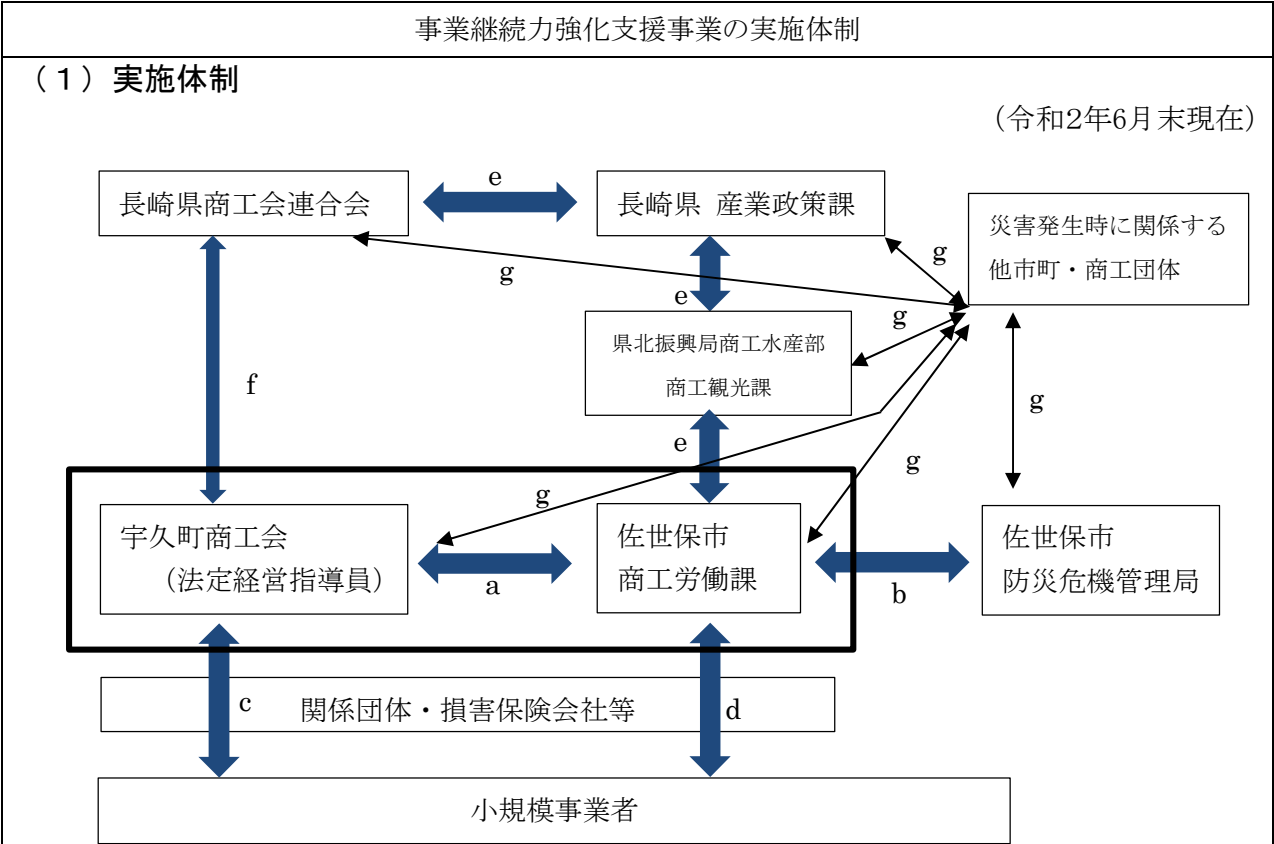
- ・長崎県の方針に従って、復旧・復興支援の支援策を検討し、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の当会職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を長崎県商工会連合会等に相談する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに長崎県に報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



- ・ 当会、当市は連携して応急支援策の検討・実施、事業者BCP等作成のための関係団体等の調整、セミナーの開催手法の検討、発災時の指示命令系統の構築・確認等を行う。(a)
- ・ 当市防災危機管理局とも連携し、事業継続力強化支援計画の作成に反映させるとともに、防災関連情報の情報共有を行う。(b)
- ・ 当会は、事業者BCP等作成の伴走支援、セミナーの実施、事業者のフォローアップを行う。(c)
- ・ 当市は当会とともにフォローアップ等を実施する。(d)
- ・ 当市は、発災時、被害状況を確認し、長崎県（県北振興局商工水産部商工観光課を經由して）に報告を行うとともに、県とも連携して復興支援に取り組む。(e)
- ・ 当会は、事業継続力強化支援計画に関する取組全体を連合会と共有する。(f)
- ・ 発災地域が他市町・商工団体に及ぶ場合は、それぞれが被害実態の把握などで連携する。(g)

(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

① 当該経営指導員の氏名、連絡先

宇久町商工会経営指導員 松尾 孝 (連絡先は後述(3)①参照)

② 当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度等)

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・ 本計画の具体的な取組の企画や実行

- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）

（3）商工会、関係市町連絡先

①宇久町商工会

宇久町商工会

〒857-4901 長崎県佐世保市宇久町平 2524 番地 23

TEL:0959-57-2163/FAX:0959-57-2822

E-mail:ukumachi@shokokai-nagasaki.or.jp

②佐世保市

佐世保市役所 商工労働課

〒857-8585 長崎県佐世保市八幡町1番10号

TEL:0956-24-1111/FAX:0956-25-9680

E-mail:syouko@city.sasebo.lg.jp

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに長崎県に報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位:千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	500	500	500	500	500
・専門家派遣費	100	100	100	100	100
・協議会運営費	100	100	100	100	100
・セミナー開催費	100	100	100	100	100
・パンフ、チラシ作成費	100	100	100	100	100
・通信費	100	100	100	100	100

(備考)必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、長崎県補助金、佐世保市補助金、事業収入等

(備考)調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、その代表者の氏名
(該当なし)
連携して実施する事業の内容
(該当なし)
連携して事業を実施する者の役割
(該当なし)
連携体制図等
(該当なし)